

平成25年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 2月21日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成25年2月21日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第10号議案

平成24年度東京都指定文化財の指定等について

第11号議案

「東京都スポーツ推進計画」の策定に関する意見聴取について

第12号議案

平成25年度東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第13号議案、第14号議案及び第15号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第16号議案（追加議案）

東京都教育委員会委員の辞職の同意について

2 報 告 事 項

(1) 「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」について

(2) 「東京都教育ビジョン（第3次）（仮称）（案）」について

(3) 東京都理数教育振興施策検討委員会 報告書について

(4) 自尊感情や自己肯定感に関する研究について

(5) 学校危機管理マニュアルの改訂について

(6) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
	(欠席)
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	比留間 英人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英人
	次長	庄 司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	加藤 裕之
(書記)	総務部教育政策課長	八田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成25年第4回定例会を開会します。

本日は、内館委員からは、御都合により御欠席との届出をいただいています。

取材・傍聴関係です。報道関係は都政新報社外合計9社、また、個人は合計6名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ、外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月24日開催の第2回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第2回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回2月14日開催の第3回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第12号議案から第15号議案まで及び報告事項(6)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第10号議案 平成24年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 第10号議案、平成24年度東京都指定文化財の指定等について、説明を地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 第10号議案、平成24年度東京都指定文化財の指定等について、説明します。

本件は、平成24年12月13日開催の教育委員会定例会における文化財保護審議会への諮問について決定をいただき、本年2月12日に文化財保護審議会から答申を受けたので、東京都指定文化財として指定等を行うものです。

内容は、平成24年12月12日に説明した内容と同様ですので簡潔に説明をします。

議案資料に記載のとおり、今回付議します文化財は、新たに指定するもの3件、新たに指定し、既に指定しているものを解除するもの1件、既に指定しているものの種別及び名称を変更するもの1件です。

初めに、新たに指定するものです。「東京都文化財指定等説明書（答申）」を御覧ください。東京都指定有形文化財（絵画）「増山雪斎博物図譜関係資料 虫彙帖^{ちゅうちじょう}」です。答申の7ページから9ページに写真があります。「虫彙帖^{ちゅうちじょう}」は、文人大名でございました増山雪斎が、現在の豊島区巣鴨にあった下屋敷で採集させた虫類など約300点を写生し、4冊に貼りました博物図譜です。保護審議会の委員の方々には、実際に「虫彙帖^{ちゅうちじょう}」を御覧いただいた上で御議論していただきました。委員からは、「虫彙帖^{ちゅうちじょう}」と「虫塚」を合わせて歴史資料として指定をするべきではないかという意見もありました。しかし、写生図からは、独自の技法をもって正確に描こうとする雪斎の科学的な識見の深さをうかがうことができ、江戸時代後期に流行した博物図譜の中では写実性に富んだものとして評価され、また、採集した場所が19世紀初頭の江戸における昆虫や両生類などの生息状況をかいま見ることができることから、東京の博物図譜として学術的にも重要であるとの結論に至り、絵画で指定することになりました。

次に、東京都指定有形文化財（考古資料）「萩藩毛利家下屋敷跡出土地鎮具」です。写真は18ページから19ページにあります。地鎮具は、一般的に建物の新築の際に、工

事の無事を土地の神に祈る地鎮祭などで使用されるものです。本地鎮具は、現在、東京ミッドタウンである旧防衛庁跡地の発掘調査により発見されました。保護審議会の委員の方々には、地鎮具の中から実際に輪宝と永樂通寶金銭・銀銭を御覧いただきました。この地鎮具は、発掘調査による出土地点などが明確な考古資料である上に、全国的にも、極めて精緻な作りの輪宝や金銭・銀銭を含んだ、例を見ないもので、特に学術的価値の高いものであるとの評価をいただきました。

次に、東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）「神庭の神楽」です。写真は31ページから34ページにあります。「神庭の神楽」は、奥多摩町海澤の神庭山祇神社の例祭にて奉納される神楽で、獅子舞と諸演目からなる太神楽と神代神楽で構成されています。現在、上演が可能な演目は10幕あります。部会では、保護審議会の委員の方々に演目の幾つかをビデオで御覧いただきました。獅子頭に年代が入っているのは非常に珍しいです。現在、太神楽は獅子舞のみを演じるところがほとんどで、他の演目を上演することは珍しいです。また、本神楽は、海澤地区が全戸加入していることや、子供が果たす役割も大きく、地域の人をつなぐ重要な役割を担っています。そして、全国的に見ても非常に貴重なものであるという御意見をいただきました。

次に、新たに指定し、既に指定しているものを解除するものです。

東京都指定史跡「奥絵師狩野家墓所」です。写真は65ページから80ページにあります。江戸狩野派の発展の基礎を作ったと評されている狩野探幽の墓は、既に東京都の旧跡に指定されています。今回、池上本門寺が実施した発掘調査や墓標の調査により、狩野4家の墓域が明らかになったことから、狩野探幽の墓を含めて指定候補となりました。狩野家墓所全体を史跡に指定し、探幽墓の旧跡を解除するものです。保護審議会の委員の方々には、1月7日に熱心に池上本門寺で狩野家の墓所や位牌、また、出土品を含めて全て御覧いただきました。狩野家の知行取りを家ごとに記載する必要がある、また、現在、狩野4家が絶家していますので、その点についても明記する必要があるとの御意見をいただき、資料に反映させたところです。また、当主の墓は家系ごとに規格性があり、例えば70ページ、71ページの写真を御覧ください。墓石の下に亀の形をした台座があります。これを亀趺と言いますが、この亀趺の部分、あるいは墓の大きさが奥絵師の中での階層を示しております。絵師とはいえ、狩野家は旗本に

位置付けられていますが、旗本の墓がこれだけの規模、範囲で残っていることは非常に珍しく、貴重であるとの御意見をいただきました。

最後に、既に指定しているものの種別及び名称を変更するものです。

東京都指定有形文化財（古文書）「増山雪齋博物図譜関係資料 虫塚碑」です。写真は86ページ、87ページにあります。「虫塚」は、増山雪齋が「虫冢帖」^{ちゅうちじょう}を編集するために殺生した虫類を供養するため、その遺命に従って建立された塚の上に建てられていた石碑です。「虫塚」は、東京都の旧跡の指定を受けていますが、今回、有形文化財（古文書）へ種別変更を行うものです。保護審議会の委員の方々には、「虫冢帖」^{ちゅうちじょう}を御覧いただいた後に、引き続き寛永寺にある「虫塚」を見ていただきました。「虫塚」は、増山雪齋の下屋敷の生活や「虫冢帖」^{ちゅうちじょう}としてまとめられる博物図譜製作の状況をうかがい知ることができる唯一の記録です。供養の対象や建立の目的が特異であり、近世の文人大名の風流を今日に伝える石碑であることから、旧跡から有形文化財（古文書）に種別変更を行います。

諮問の際に、教育委員会で竹花委員から御質問がありましたが、「虫塚」は昭和初期に場所を移しました。したがって、当初埋めたとされる虫類が現在の場所にはないと考えられます。保護審議会の委員の方々からも、塚全体ではなく、碑だけが移築されたと考えるのであれば、「虫塚」ではなく「虫塚碑」とした方が良いとの御意見をいただき、名称を諮問時より変更しています。あわせて、「虫冢帖」^{ちゅうちじょう}との関連を示すために、「増山雪齋博物図譜関係資料 虫塚碑」と名称を変更します。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますか。

文化財保護審議会は、鈴木会長で、委員は何人ですか。

【地域教育支援部長】 20名です。

【委員長】 答申に文化財保護審議会の委員名が出ていませんね。答申の責任の所在を明確にするために、委員名を出した方がいいのではないのでしょうか。最近、全ての答申には必ず委員名が出ていますので、検討してください。

【地域教育支援部長】 はい、検討します。

【委員長】 ほかに御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件について、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」について

【委員長】 次は、報告事項（1）「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」について、報告資料（1）で説明します。

都教育委員会では、長期的に低下している子供の体力を向上させるために、平成21年7月に「子供の体力向上推進本部」を設置しました。その後検討し、平成22年7月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」を定め、平成22年度から平成24年度まで様々な施策を実施してきました。

「記」書きの1にあるように3次計画までありまして、第1次計画が今年度で終了します。そのため、来年度以降実施する第2次推進計画について、これまで検討し、まとまりましたので、それについての報告をします。

「記」書きの2「概要」にあるように、全体としては4章立てになっています。中身については、次のA3の用紙で概要を説明します。

第1章については、生涯の各年代において基礎体力が必要であり、運動・スポーツは精神・身体の健康に対して大変効果があるということから始まり、第2章では、子供たちの状況をまとめました。運動習慣・生活習慣の下のグラフにあるように、子供たちの一日の身体活動量、これは歩数で表していますけれども、小学校から高校生にいくにつれてかなり少なくなっているということです。また、体力・運動能力について、東京の子供の特色として、中学校2年生女子の例を挙げていますが、ハンドボール投げ、20メートルシャトルラン、こういったところが全国に比べてかなり低いとい

う実態を挙げています。

続いて、第3章では、第1次推進計画で取り組んだものについて、その成果を述べています。成果については、これまで体力の必要性についての意識が向上したということ、全校で体力向上のための取組をしたというようなことが挙げられます。ただ、課題として、子供たちの屋外遊びが大変減少しているということ、歩数調査ではありませんけれども、中高生の体力が低下しているということ、こういった課題が挙げられています。

こうした第1次推進計画の取組の成果を踏まえて、第2次推進計画を策定しました。第2次推進計画のテーマとしては、「『心と体を鍛える活動的な生活』の実践」ということで、中身として、質の高い教育実践、マネジメントサイクルの活用、幼児期からの運動実践と情報発信、運動できる生育環境の整備、この四つのねらいに絞り、具体的な取組を挙げています。

抜粋のところにある中身で主なものを申し上げますと、小学校における1日60分の遊び・運動時間の確保です。これは、子供たちの外遊びの減少ということがありましたので、始業前、又は小学校では中休み・昼休み、更には放課後の時間を活用して、1日60分は学校で遊ばせます。それで運動する時間を確保するという取組をまずしたいと考えています。

また、思いどおりに体を動かさない子供、倒れたときに手が出ずに顔面で倒れてしまう子供など、脳と体のバランスの悪さが目立っている子供がいますので、そういった脳と体を調整するコーディネーショントレーニングを全校で実施し、バランス良く発達するように訓練をしていきたいと思っています。

また、姿勢が悪い子供はやはり内臓とか骨格の発達に影響を及ぼすものですから、正しい姿勢を中心に、基本的な行動様式とか、集団行動の適正実施ということも考えています。

また、一般的な成長を踏まえて、それぞれの年代・学年ごとに身に付けるべき体力、運動能力、生活習慣、こういったものの基準を学年別体力・運動能力ミニマムモデルを策定して、それぞれの学校に提示し、これに合わせた形で子供たちに運動等についての能力を高めるようなものを勧めていきたいと考えています。

さらに、「早寝早起き朝ごはん」運動とか、週に1回ゲームをしない日を設定します。どうしても今の子供たちはテレビの前でゲームにのめり込んでしまいます。そのために外遊びが少なくなってしまうという傾向が見られますので、そういうものは止めて、ゲームをしない日はできるだけ外へ行ってみんなで遊ぼうというようなことを普及・啓発できたらと考えています。

また、体力の向上と、昨今は「脳幹」とか「体幹」という言葉が関連としてよく出ていますので、報告書（案）の6ページに「体力を高めることは、脳幹を鍛えることに効果的です。」ということで脳幹についての説明を、また、44ページに、体幹というのはどの部分かわかるような説明の図も入れて、わかるように工夫しました。最終的には、子供たちの身体活動量を増やしたいということを目指しています。右側の枠の一番上にあるように、第1次推進計画では、体力向上の必要性がかなり広まったということで、意識変容については成果は出たけれども、活動量をもっと増加して、次からの第2次推進計画では、実際に体を動かすという行動変容を目標にしたいとまとめています。

報告は以上です

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問ございますか。瀬古委員、何かありませんか。

【瀬古委員】 別紙に「小学校における、1日60分の遊び」とありますけれども、これは具体的に昼休みの時間とか、休憩時間ということですか。

【指導部長】 そうです。授業が始まる前に校庭を開放している学校がありますので、始業前に子供たちが校庭で遊ぶような時間とか、又は、トラックを軽くジョギングをすとか、そういうところから始めて、小学校の場合は2時間目と3時間目の間に少し長めに休みを取って、外で遊べるような時間もあります。また、放課後すぐ帰るのではなくて、学校で子供たちが一緒に遊べるような時間の確保というものも考えられればと思っています。

【瀬古委員】 これは先生が中心になって遊ぶということではなくて、子供が遊ぶということだけですか。

【指導部長】 子供同士で遊ぶということはあるのですが、小学校の場合は先生が

一緒に入って仲間作りをさせたり、また、運動が余り好きでない子供も一緒にやろうということで促したりしているというケースはたくさんあります。

【瀬古委員】 子供たちについていく体力は、先生たちも大変な労力が要ると思いますので、なるべく若い先生をどんどん登用して若い先生と一緒に遊ぶということが大事かと思います。50歳を越えると先生たちも子供と遊ぶのは大変ですから、なるべく30歳前後の先生たちがどんどん遊びを教えてあげるとか、先生と一緒に遊ぶと意外と楽しいですよ。だから、どんどん先生と一緒に遊ぶということが大事だと思います。

【指導部長】 昨年から、採用前の小学校の教員候補者に対して、体で遊ぶということで、子供たちと一緒に運動するにはどうすれば良いかということについての講座を実施しています。

【瀬古委員】 昨年度、からだで遊ぼうウィークを視察しに、千代田区立富士見小学校に行きました。

【指導部長】 実際に学校に配置された時に実践すれば、今おっしゃったようなことについては十分対応できるような若い先生を登用できると思います。

【瀬古委員】 遊びが面白くないと子供たちも興味を持たないし、男の子は結構動くけれども、女の子はどうしてもそこに入れられないような状況になる可能性もあるので、是非女の子も男の子も同じように遊べる面白い遊びをどんどん開発してほしいと思います。

【委員長】 ほかにございませんか。

【竹花委員】 もう一度確認させてください。第2次推進計画の位置付け、法的な枠組みはどうなっていましたか。これは法律に基づいて作るのですか。

【指導部長】 これは都教育委員会の施策ですから、根拠法令に基づくということではありません。スポーツ推進計画の策定については別途説明させていただきます。これは東京都教育委員会が独自に実施している体力向上施策です。

【竹花委員】 都教育委員会が決めれば誰も文句を言わないわけですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 都教育委員会で決めたものは小学生・中学生に係るものが多いわけ

ですが、区市町村の教育委員会はどう受けとめるのですか。

【指導部長】 体力向上については、区市町村教育委員会も、学力向上と同様に課題意識を持っていますので、都教育委員会から提示したものについては全面的に協力していただけます。

【竹花委員】 少し具体的になっていますが、60分遊ばせようとか、そんなことについても区市町村の教育委員会はついてきてくれるのですか。

【指導部長】 スポーツ教育推進校を都内全域で作ってしまして、そういったところを中心に、こういった取組についての周知活動は既に始まっています。ですから、各学校ごとに状況が違いますので一律にはできないと思いますけれども、それぞれの学校の特色に合わせた形で体力向上のための取組を実施していただけることになっていきます。

【竹花委員】 第2次推進計画は25年度から27年度までの3か年ですね。3か年の間に基礎体力がどれくらい向上したのかということについて、どれくらい向上させたいと考えているのかという目標はどこかに明示されていますか。

【指導部長】 体力向上につきましては、始めた時に、特に中学生は全国平均からかなり下、最下位に近い方にいましたので、まず最初に全国平均まで高めよう、10年後には東京の子供たちの体力が最も高かった昭和50年代半ばのところまで体力の状況を上げようという大きな目標設定をして取り組んでいるところです。これらの状況については、毎年、体力調査を実施しますので、その中で逐次状況について把握したいと考えています。

【竹花委員】 数値目標を設けて管理するのがいいのかどうかは少し議論もあるかと思いますが、こういう施策をやっていればそれでいいというふうにやっていたのでは、なかなか成果が見えないだろうと思いますので、区市町村教育委員会を含めて、各学校が本気になって取り組むようなやり方を考えてみた方が良いのではないのでしょうか。ある程度数値目標を持って実施してもらった方が良いのではないかという気もするけれども、ただ、生徒は変わります。小学校5年生から1年たてば、3年たてば変わります。その子がどれだけ伸びたかということはなかなか比べにくいだろうと思うのです。どういう比べ方がいいのか考える余地があると思いますが、全体として、戦

後の体力調査の中で最も高かった時期を目指そうというのは悪くはないと思いますが、3か年でどういうところまで持っていくのか、あるいは、到達度をどうやって計るのかということについて、一工夫していただくとともに、区市町村の教育委員会にこの施策を十分尊重していただいて、適切な取組を促していただけるようお願いしたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。数値目標ではないけれども、左側に中学校2年生女子の例ということで、体力調査の基礎項目が書いてあります。これを比較して、どうなったかというのを各地方自治体、市町村も含めて、都道府県レベル等でかなり注目して眺めていますね。これを見ると、ここのところ東京都は徐々に上がってきていますね。

それと、外遊びが足りないという点は、私も全く同感です。小・中学校の校庭開放はどうなっているのですか。

【指導部長】 校庭開放は、それぞれ実際にやり方は違いますけれども、保護者が放課後などの校庭開放を順番でやっていただいているケースが多いと思います。

【委員長】 その場合、事故が起きたときの責任はどうなりますか。瀬古委員が言われたように先生と遊ぶのもいいけれども、先生に労力がかかり過ぎるという問題がありますね。そうすると、ボランティア、保護者等、体制を整えておく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺はどうなっていますか。

【指導部長】 事故の対応とか、そういったものはあるようですので、それぞれいろいろなタイプがあると思いますが、保険を掛けていると聞いています。

【委員長】 中教審の何代か前の会長が、「山野を^{ぼっしょう}跋渉するような子供を作れ」と繰り返し言われていましたが、^{ぼっしょう}跋渉する山野はもうないんですね。ですから、そういう場をたくさん準備する必要があります。その辺は英国、ヨーロッパはきちんとやられているのですが、東京都も率先してそういう場所を提供するということをやっていくべきではないでしょうか。ことに、公園の開放ですね。有料の大きな公園へ行くと、ほとんど球技はできません。非常にもったいないと思っているので、時間を決めてでもいいから、そこで球技をやらせるようにします。そうすると、サッカーや野球をやりたい子供がたくさん入ってくるのではないかと思いますので、そこまで踏み込まな

いと体力向上はなかなか難しいのかなという気がします。

【地域教育支援部長】 今、放課後子供教室という国費を使っている補助事業があるのですが、その経費の中には安全指導員の報酬も入っています。一般的にはボランティアの方に見てもらおうのですが、報酬を払ってきちんと保険以外にも専門要員を置いて、校庭でボール遊び等の危険もよく見ながらやっているという事業があります。今、全体で1,000校以上になっています。

【委員長】 わかりました。いずれにしても、裾野を広げていく努力をしていかないと、子供たちが外でなかなか遊んでくれないと思うので、よろしくお願いします。

【指導部長】 ただいまのことについては、報告書の60ページで「運動できる生育環境の整備」という中の具体例として、子供の遊び場作りの研究という、どんなところで子供達を遊ばせるかといったことを具体的に研究するというのも取組の一例と考えています。

【委員長】 わかりました。ほかに、御質問、御意見はございますか。

【瀬古委員】 体力・運動能力で中学校2年生女子の例がありますけれども、50メートル走と持久走が高いのに、なぜシャトルランがこんなに低いのかよくわからないし、ハンドボール投げがなぜこんなに低過ぎるのでしょうか。これは原因を考えないと絶対上がっていかないですが、何か理由がありますか。

【指導部長】 ハンドボール投げというのは、今の子供はボールを投げるといのが余り無くなってきているということがあって、経験不足からではないかというのがあります。

【体育健康教育担当課長】 シャトルランと持久走は、小さな頃から子供たちが長く遊んでいることが少なくなってきているのが持久力の低下につながっていると思います。

【瀬古委員】 持久走は高いじゃないですか。

【体育健康教育担当課長】 20メートルシャトルランも持久力が、ここに反映されていると捉えています。

【瀬古委員】 シャトルランというのはどういうふうにするのですか。

【体育健康教育担当課長】 20メートルの間隔を置いて、ラインをスタートにして、

向こう側のラインまで合図によって走っていきます。これは電子音で合図が出されます。そして、向こう側に着くと次の電子音でまた返ってくる。行ったり来たりするテストになります。その電子音の間隔が徐々に短くなって、いずれ疲れ果てて走れなくなったところの回数を捉えるというふうになっています。

【瀬古委員】 では、スピードと持久力の両方ですね。

【体育健康教育担当課長】 はい、そうです。

【委員長】 20メートルシャトルランはずいぶん低いですね。

【瀬古委員】 低いですね。両側は高いのに、おかしいですね。これは研究の余地があると思います。理由がわからないと高くなっていかないので、よろしくお願ひします。

【委員長】 私たちの頃は、運動ができる子供は何でもできましたね。瀬古委員などもそうだと思いますが、大学へ行って思ったのは、私もスポーツが好きで、学生と一緒にスポーツをいろいろとやりましたが、驚いたのは、テニスはものすごくうまいけれども、野球は極めて下手という信じられない学生が多いことでした。このようなことは、昔は考えられなかったです。昔は、テニスがかうまかったら野球もうまかったです。全てうまかったです。何かアンバランスに育っているような感じがします。これもその一つの現象ではないでしょうか。確かに、瀬古委員が言われるように、この点について研究する必要がありますね。

よろしいですか。いずれにしても、御意見をいただいたので、今後の施策に反映していただきたいと思います。

本件については、報告として承りました。

議 案

第11号議案 「東京都スポーツ推進計画」の策定に関する意見聴取について

【委員長】 第11号議案、「東京都スポーツ推進計画」の策定に関する意見聴取について、説明を教育政策担当部長、よろしくお願ひします。

【教育政策担当部長】 「東京都スポーツ推進計画」の策定に関する意見聴取について、説明します。

「東京都スポーツ振興基本計画」は、スポーツ基本法第10条、『小六法』の534ページになりますが、この中で「地方スポーツ振興計画」という条文があり、「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツに関する事務を管理し執行する。」という中で、「スポーツに関する推進計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。一方で、東京都においては、平成19年度からスポーツにつきましては教育委員会ではなくて知事部局で執行するというので、条例で定めた上で、知事部局がスポーツについて担当しているところです。その中で、スポーツ基本法第10条第2項で、この計画を作るに当たりましては、教育委員会の意見を聴くこととされています。今回は、照会が求められていますので、議案として教育委員会の了解をいただきたいという趣旨です。

それから、先ほど委員から幾つか御質問がありました。私どもとしましても、教育委員会として東京都全体のスポーツ推進計画を策定する中で委員として入って、意見を反映させていただいているところです。その中で冊子を先に説明します。

まず、先ほど御質問のありました目標ですが、71ページを御覧ください。「子供のスポーツ推進」です。ここでは、特に生徒、学生の頃に運動系の部活動や同好会、サークル活動をしていた人は、していなかった人に比べ、大人になってからも定期的にスポーツを実施している人が多いという傾向があります。この行の一番下ですが、今、指導部長から説明しました「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に基づき、平成31年度には、戦後、子供の体力がピークであったとされる昭和50年代の水準まで向上させることを目標にしています。法的な計画として、学校教育も含めて、東京都全体のスポーツ推進計画がここで掲げられているところです。

30ページを御覧ください。ここでは東京都全体の学校教育以外の成人の方、子育て世代、御高齢の方も含めて、数値目標としては、週1回以上スポーツを実施する成人の年代別割合を、40歳代以下は40パーセント以上、50歳代以上は50パーセント、60歳以上は60パーセントということで、世論調査にありますように、実施率と目標値は年代ごとに若干上がっており、その下の目標ですが、世界トップレベルのスポーツ実施

率（週1回以上）の方が70パーセントという目標を掲げているところです。

それから、先ほど学校・施設の開放という御質問がありましたことですが、58ページを御覧ください。これは区市町村立学校ですが、「身近な学校体育施設の地域開放」ということで、現在ほとんどの公立学校体育施設で施設開放が行われています。その多くは非常に高い稼働率になっているところでして、総合型地域スポーツクラブというものを推進していますが、その6割が活動しており、スポーツを通じたコミュニティの拠点として重要な役割をしているということで、ここでの数値が掲げられているところです。

それから、72ページで総合的な子供の基礎体力向上方策の推進、73ページでスポーツ教育の推進、校庭の芝生化、部活動の振興、このような形で子どもは学校教育を東京都のスポーツ推進計画の中に盛り込んでいます。このような観点を含めて、A3の議案資料を御覧ください。

「2 策定の背景」ですが、平成20年7月策定の「東京都スポーツ振興計画」を改訂するというので、基本理念「スポーツ・フォア・オールの実現」ということで、ここに掲げているような成果と課題があります。また、右側に青色で「東京都スポーツ推進計画（案）」、今、指導部長が説明した「総合的な子供の基礎体力向上方策」と、この二つの計画は相まって東京都のスポーツ振興に資するものと考えています。従いまして、「3 意見聴取に対する考え方及び回答案」にありますように、「異議なし」という回答にさせていただければと思います。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 文部科学大臣もスポーツ基本計画を定めなければいけないのですか。

【教育政策担当部長】 はい。

【竹花委員】 これも毎年定められるわけですか。そういうものと今回の東京都スポーツ推進計画とはどういう関係になっていますか。

【教育政策担当部長】 基本的には、審議会を含めて策定していると聞いています。

【竹花委員】 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を毎年作られるのですか。

【企画担当課長】 国のスポーツ基本計画については、24年度から10年間の計画ということで策定されています。

【竹花委員】 その趣旨と今回のものとは齟齬があるかどうか、大丈夫ですか。

【企画担当課長】 基本的には、スポーツ基本計画を踏まえて各地方で計画を策定することとなっていますので、その関係性を含めて十分審議されているものと考えています。

【竹花委員】 スポーツ推進計画は、第10条によれば、市は市、区は区で作るのですね。

【教育政策担当部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 そうすると、都と全く違ったものを作るということもあり得るわけでしょうか。

【教育政策担当部長】 可能性としてはあると思います。ただ、先ほど指導部長から説明したとおり、私どももスポーツの振興で、例えば“一校一取組運動”というものを提唱していますが、区市町村においては、例えば大縄跳びとか、ダブルダッチなど、この趣旨を踏まえて、様々実施しています。また、校庭の芝生化も御協力いただいていますので、その点を踏まえて齟齬はないと考えています。

【竹花委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件について、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、御質問が出ましたが、特に全体を変更するということではありませんので、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(2) 「東京都教育ビジョン（第3次）（仮称）（案）」について

【委員長】 次は、報告事項（2）「東京都教育ビジョン（第3次）（仮称）（案）」について、説明を教育政策担当部長、よろしくお願ひします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料（２）「東京都教育ビジョン（第３次）（仮称）（案）」について、説明します。

これまで御意見をいただいたところですが、この「教育ビジョン（案）」をまとめたので、報告します。

１ ページを御覧ください。「１ 策定の経緯」ですが、これまで平成16年に「東京都教育ビジョン」、「東京都教育ビジョン（第２次）」を平成20年に策定しました。また、東京都においても、長期計画である「2020年の東京」を平成23年12月に策定しました。一方、国の状況ですが、平成18年に、平成20年施行の教育基本法の改正、それを踏まえた学習指導要領等の改訂がありました。

現行の「東京都教育ビジョン（第２次）」については、平成24年度末までを計画期間としています。我が国を取り巻く社会情勢、学校教育の課題等を踏まえて、新たなビジョン作成の準備を進めていましたので、今般取りまとめるものです。

「２ 社会の変化と教育が果たす役割」ですが、超高齢社会の到来、生産年齢人口の減少、グローバル化、日本型雇用システム等の変化等の社会の変化があります。このような中で教育が果たす役割として、このような変化の中で、次代を担う人材の育成が我が国の発展の鍵であり、改正教育基本法、平成19年の教育目標に則った教育の推進が必要としたところです。

こういったことを受けて、「東京都教育ビジョン（第３次）（仮称）」を策定します。これは法で定める東京都の教育振興基本計画として位置付けるとともに、来年度からの５か年間を中心に今後の中長期的に取り組むべき基本的な方向性と重要施策を示すとしたところです。

２ ページの「３ 東京都が目指すこれからの教育」についてですが、左上の基本理念を御覧ください。本ビジョンでは、基本理念を「社会全体で子供の『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う。」としました。また、基本理念を実現するための視点としまして、その下にあるように、次の５点を視点として設定しています。

１ 点目は、一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすということです。

2点目は、「知」「徳」「体」の調和の取れた生きる基盤を培うということです。これらの時代を生きるための基盤となる確かな学力、豊かな心、健やかな体を調よく育み、「個」に応じた指導を丁寧に行っていくというものです。

3点目は、変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てるというものです。これは、課題を発見する力、知識や技能を活用して課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力、それから新たな価値を生み出す創造力を育てることを視点としています。

4点目は、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高めるということです。これは、社会の一員としての自覚、それから公共のために積極的に行動するという力、社会の発展に貢献しようとする意欲というものを育てるという視点です。

5点目は、学校、家庭、地域・社会が、相互に連携・協力して子供を育てるというものです。これは、学校をはじめとして、各主体が役割と責任を自覚して、相互に連携・協力をして、社会全体で子供の教育に取り組んでいくという視点です。

この五つの視点に基づき、右に10の取組の方向を設定しました。例えば「知」でいきますと、取組の方向1として、まずは基礎・基本の徹底です。2として、それを更に伸ばしていくという取組で、「知」「徳」「体」同様に、基礎的なものと、更にそれを伸ばしていくということを考えています。それを支える枠組みですが、学校、家庭、地域・社会、それぞれの役割をこのような形で取組の方向としてまとめています。

3ページを御覧ください。10の取組の方向と24の主要施策について説明します。

まず、取組の方向1「学びの基礎を徹底する」では、主要施策1として、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図ってまいります。具体的には、学力調査に基づき、一人一人の課題を明確にし、習熟度別少人数指導の充実を図るなど、事業改善、小学校低学年からの反復学習に取り組んでいきます。また、都立高校においては、学校の設置目的に応じ、都立高校学力スタンダードを設定して、その基準に到達するまでの指導を行ってまいります。

次に、取組の方向2、「個々の能力を最大限に伸ばす」です。主要施策2、思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進です。

ここでは、「言葉の力」を鍛え、思考力・表現力を高める取組、理数教育の取組等を掲げています。主要施策3「国際社会で活躍する日本人の育成」においては、都立小中高一貫教育校の設置に向けた準備、次世代リーダー育成道場等により、世界を舞台に活躍する人材を育てる取組を推進してまいります。

取組の方向3「豊かな人間性を培い、規範意識を高める」、主要施策4において、人権教育の推進を図っていきますとともに、主要施策5においては、道徳や社会性を身に付ける教育を推進します。都独自の道徳教材の活用による指導の推進、全都立高校において生活指導統一基準に基づく指導を行うとともに、生徒の規範意識、公共の精神などの醸成に努めてまいります。さらに、体験活動、社会貢献活動を推進し、集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組を行います。その中でも、寮の在り方について検討します。

次に、取組の方向4「社会の変化に対応できる力を高める」では、主要施策6、社会の変化に自律的に対応できる力の育成において、情報モラル教育、環境教育、消費者教育を推進します。また、犯罪などの様々な社会問題について、生徒が自ら考えて、正しい判断に基づき行動する力を養ってまいります。主要施策7、社会的・職業的自立を図る教育の推進では、子供の発達段階に応じて系統的なキャリア教育を推進するとともに、都立高校生が実社会において自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける取組の推進を図ってまいります。

続きまして、5ページです。取組の方向5「体を鍛える」では、主要施策8、子供たちの体力向上を図る取組の推進において、総合的な子供の体力向上方策に基づく取組などにより、体力向上を図ってまいります。また、オリンピック・パラリンピアンなどのアスリートの学校派遣、オリンピック・パラリンピックに関する学習を推進してまいります。主要施策9の競技力向上を図る取組の推進ですが、全国大会等の高い目標に向けて競技力の向上を図ってまいります。

次に、取組の方向6「健康・安全に生活する力を培う」ですが、主要施策10において、子供たちの健康づくりの推進し、主要施策11、安全教育を推進するとともに、全都立高校での1泊2日の宿泊防災訓練の充実、「自助・共助」の実践力を高める取組の推進、それから、アレルギー疾患に適切に対応する体制の確立を図ってまいります。

6 ページです。取組の方向7「教員の資質・能力を高める」では、主要施策12において、優秀な教員志望者の養成と確保です。また、主要施策13では、現職教員の資質・能力の向上ですが、体罰を根絶し、体罰のない部活動の在り方の検討を含めて、部活動の一層の推進を図ってまいります。主要施策14では、優れた管理職等の確保と育成を進めてまいります。

また、取組の方向8「質の高い教育環境を整える」では、主要施策15において、都立高校改革推進計画、同じく主要施策16においては、東京都特別支援教育推進計画の着実な推進を図ってまいります。さらに、主要施策17では、子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築です。全公立小・中・高校へのスクールカウンセラーの配置、いじめ問題に関する総合的な対策の拡充、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでまいります。主要施策18、学校の組織力の向上ですが、小・中学校における校務改善、都立高校における組織マネジメントの向上に取り組んでまいります。主要施策19では、耐震化、校庭の芝生化等の推進により、学校の教育環境の整備を進めてまいります。

次に、7 ページです。取組の方向9「家庭の教育力向上を図る」ですが、主要施策20、家庭教育を担う保護者への支援体制の充実です。福祉の専門家等により家庭を支援する仕組みを区市町村と連携を図り、全小・中学校で活用できるようにすることを目指してまいります。また、乳幼児期からの子供の教育です。医学的な知見を踏まえた啓発資料の作成・配布等、啓発を進めてまいります。主要施策21、仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進です。これは知事部局ですが、生活文化局、あるいは産業労働局との連携により、いわゆるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進してまいります。

最後に、取組の方向10「地域・社会の教育力向上を図る」ですが、主要施策22、地域等の外部人材を活用した教育の推進です。教育庁人材バンクの活用などにより、学校の実情、ニーズに応じた教育支援活動を推進してまいります。主要施策23では、地域における多様な活動の充実において、青少年・治安対策本部等との連携により、「心の東京革命」の一層の推進、また、放課後子供教室等の設置促進など、地域における多様な活動の充実を図ってまいります。

今後、本案について、本日より1か月間、都民あるいは様々な機関からの意見をいただくパブリックコメントを実施して、来年度当初に「教育ビジョン（第3次）（仮称）」の策定を予定しています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 これまでもいろいろ議論をさせていただいて、かなりそれを取り込んでいただいたものとなっていると思います。また、長期的な課題とは言いながらも、主要施策としてかなり具体的なものも盛り込まれていると思います。基本的にこれで良いと思いますけれども、1つだけ、どこかで加えてほしいと思いますのは、18ページで、「豊かな人間性を培い、規範意識を高める」の中に非常に大事なことが書かれていまして、3段目、「子供たちが、自信ややる気をもって社会へ参画していく原動力ともなる『自分のことを大切に思う』『自分には良いところがある』などを感じる自尊感情や自己有用感は、学年が進行するに従い低下する傾向にある」という記述があります。これは、かねがね指摘をされている事項で、特にアメリカや中国の子供たちと比べると、自尊感情が非常に低いです。自分が駄目だと思ふとか、自分には大した能力もないと思うと考えている子供たちの比率が非常に高いということが指摘をされており、これは何とかしなければいけないという意識を恐らく学校教育現場でも皆さんお持ちになっていると思います。そういうことがここに書かれていて、意識をされていることは十分分かった上で、自尊感情の問題を基本理念なり、五つの視点のどこかにうまく言葉として入れてもらうことはできませんか。本当に1行でいいのですけれども、あるいは、場合によっては、うまく入れれば半行ぐらいでもいいのですけれども、子供たちが自信をもってやっていかないことには能力も伸ばせませんし、個性も伸びませんので、そこら辺の問題意識を大事なものとして考えていることがわかるように、どこかに書いてくれば良いなと思っているのです。そのために施策として何をするかというのは、基本的にここに書かれていることを中心にやっていくことで解決できていくものだろうと思いますけれども、基本理念か五つの視点のどこかにお願いします。

【委員長】 報告事項（４）には、かねがね議論している自尊感情、自己肯定感のデータが出ています。ということで、それをみんなで見た後、私も今の竹花委員の御意見に賛成ですので、先に報告事項（４）を聞いて、それで前に戻りましょう。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 これは解釈がなかなか難しいですね。ずっと若い人に付き合ってきた経験からすると、日本人の特性みたいなどころが出ているように思います。一概に外国との比較は難しいので、何かその辺のメッセージを出した方がいいかなと思います。できればデータとともに示すということも一つの手かなと思い、報告事項（４）でそれをやりますから、先にほかの御意見があれば何うということでもよろしゅうございませうか。

【竹花委員】 はい。ありがとうございます。私は、そのほかには何の問題もないと思います。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませうか。よろしゅうございませうか。

いずれにしても、これは非常に重い施策で、これをきちんと実施していくのはなかなか大変だと思います。いつも申し上げているように、この結果がどうなったかという評価をきちんとやっていきましょう。ありがとうございました。

それでは、本件については、報告として承りました。

（３）東京都理数教育振興施策検討委員会 報告書について

【委員長】 それでは、報告事項（３）東京都理数教育振興施策検討委員会 報告書について、説明を指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 それでは、報告資料に基づいて、東京都理数教育振興施策検討委員会の報告書について、説明をします。

区市町村教育委員会の代表、また保護者の代表、学校の代表などにお集まりいただき、平成24年4月1日から今年度末まで、小・中学校における理数教育の現状と課題、今後の振興に向けた基本的な考え方、それに基づく施策の方向性について議論していただきました。そのまとめができましたので、報告書という形で報告します。

本報告書については、構成が4章立てになっており、最後に理数教育に係る様々なデータなども付けています。

概要について、まず、1の理数教育の現状から申し上げます。四つグラフがありますが、左上のグラフは理科の授業における児童・生徒の理解度です。小学校5年生、中学校2年生のデータです。「よくわかる」という子供が小学校では54.6パーセント、中学校では24.5パーセント、「どちらかといえばわかる」までを含めると、小学校は9割、中学校は7割ぐらいになりますけれども、本当によくわかっているという子供の数はそれほど多くないということがわかります。

左下のグラフは、理科の授業を適切に行えていると回答している教員の割合です。これは実際に理科を指導している先生の意識調査ですが、小学校の先生ですと2割、中学校は理科の免許を持っている方ですが、それでも55パーセントという実態です。小学校の先生で授業を適切に行えているという方が20パーセントと少ない割には、小学校5年生は「よくわかる」という子供が多いです。これは、かなり謙遜されている先生の見方なのかもしれません。ただ、「ややそう思う」という方を入れれば、小学校でも8割、中学校では9割以上の方が理科の授業を適切に行えていると言っていることになります。

また、理科教育について区市町村教育委員会がどのようなところと連携しているのかという状況ですが、連携している割合が、大学との連携が27.4パーセント、企業や民間団体との連携が21.0パーセントと、それほど多くはないということがわかりました。

また、学校外での理科に触れる機会として、小学生を対象にした科学教室を実施した教育委員会が48.4パーセント、中学生を対象にした科学教室を実施した教育委員会が30.6パーセントと、子供たちが参加できる機会も多くはないという実態がわかりました。

そこで、2にありますように課題をまとめまして、授業における理解度のグラフ、データ等から、「楽しさを実感する。また、内容が十分理解できる授業をきちんとしなければいけない。」、「それに応じた指導力を高めなければいけない。」ということから、教員の指導力の向上を視点1にしました。また、先ほどの適切に指導できて

いる教員の割合から見まして、「やはり観察・実験を基本に行うに当たって、それを支援する必要があるのではないか。」、「専門性を有する教員をそれぞれの学校に配置する必要があるのではないか。」ということで、教員への支援を視点2にしました。それから、「学校以外の児童の自然体験の機会が増えるようにする必要があるのではないか。」、「企業や大学等との連携が進むようにする必要があるのではないか。」ということで、家庭・地域・企業・大学等との連携を視点3にしました。また、最後は、「科学により高い興味・関心を持っている子供たちの資質・能力を更に伸ばせないか。」ということで、「最先端の専門家から指導を受ける機会が提供できるような場を設定したい。」ということから、理科や算数・数学に高い関心を持つ子供たちの育成を視点4にしました。

次に2枚目の資料です。今申し上げたことのまとめとして、基本的な考え方を左側の枠の中で、丸印で大きく2点記載しています。上の文は、全ての児童・生徒に対する指導、それから、下の文は、理科や算数・数学に高い関心を持つ児童・生徒への支援となっています。この基本的な考え方にに基づき、先ほど挙げた四つの視点で施策の方向性と、25年度以降、都教育委員会が実施する施策として考えているものをまとめたものが右側の表です。

視点1「教員の指導力の向上」、ここでは優れた教員の活動や先進校の取組についての普及・啓発があります。この普及・啓発というのは、授業公開等も含めてです。これに対する施策は、理科についての専門性の高い理科教育推進教員を順次配置するということです。小学校の教員の中では、全科の教員でありながら、中・高の理科の免許を持っている方もいますので、そういう方を順次配置したいということです。それから、都立学校では25年度から指導教諭が導入されます。26年度以降、小・中学校へも導入できるように、区市町村教育委員会と連携を図りながら指導教諭を活用していきたいと考えています。また、地域の理科教育の中核となる理数フロンティア校を指定して、効果的な教材や指導法の開発を行ったり、地域の先生方が理数フロンティア校で学ぶような場面を設定したりしたいと考えています。

また、視点2では、理科や算数の指導を得意とする小学校教員の配置ということで、今年度から実施しています小学校教員採用選考における「理科コース」の実施があり

ます。また、国の事業ですが、観察・実験アシスタントという事業を活用しまして、観察・実験を小学校でより多く行っていくということを促進したいと思っています。

視点3では、企業や大学等と学校との連携の推進があります。これは、来年度以降、本格的に検討するということで積み残しにはなってしまいましたけれども、企業のほうでも、多くの方が退職される時期になっていまして、企業等で自分たちが持ったノウハウというものを、今後は学校現場等で子供たちに伝えられたら良いという気持ちをお持ちの方がたくさんいらっしゃると思っています。こういう方々とより連携できれば良いと思っていますので、来年度は本格的に検討していきたいと考えています。

視点4では、理科や算数・数学に高い関心を持つ児童・生徒の活躍できる場の設定ということで、国の方で昨年度から「科学の甲子園」の高校生版が始まっていますが、来年度については、その中学生版を国の方で作りたいという計画がありますので、その都の予選会を実施することで、こういった場面で活躍できるような子供たちの裾野を広げられれば良いと思っています。さらに、特に理科や算数・数学に関心の高い子供たちを集めて、「東京ジュニア科学塾」で先端的な研究をされている方の話を聞く場面や、徹底的に観察・実験を通して科学についての興味をより高めるといったような場を導入していきたいと考えています。

今年度については、小・中学校を中心に検討を行いました。来年度については、高校も含めて東京都全体の理数教育の施策を進行管理していきたいと考えています。それから、来年度から始まる各施策についての効果検証及び改善策についての検討や、理数教育の現状と課題の更なる分析等を行うために東京都理数教育振興本部を立ち上げて、理数教育の今後の発展のために取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

理数教育といいます、算数・数学についてはこういうデータが出しにくいということが出ていません。これは理科だけですね。

【指導部長】 はい。それは検討委員会でも指摘を受けていまして、来年度は、算数・数学についてもしっかり検討する予定です。

【委員長】 資料1の右側の「理科教育における区市町村教育委員会の連携の状況」についてですが、大学との連携、企業や民間団体との連携は、数学・算数ではなかなか難しいですね。恐らく余り例がないのではないかという気がしますが、何か御意見ございますか。

【竹花委員】 とても大事なことで、検討委員会でも幅広く御検討いただいたようですけれども、今の説明で、企業の退職者の中に、子供たちに自分たちのやってきたことを伝え、教えたいという人がたくさんおられるということを知っていますけれども、そういう人たちにどういう形で協力してもらおうとお考えですか。これは来年度以降実施すると話がありましたけれども、何か具体的な方策をお持ちですか。

【指導部長】 具体的なことについては来年度検討する予定ですが、今考えているのは、有能な方々が学校教育の場に来ていただくのがなかなか進まないのは、マッチングの問題があると思います。優秀な技術者の方が持っているものが小学生や中学生のレベルに合うものであるかどうか、また、小・中学校が求めている先端の話と合うかどうかという、マッチングの部分が非常に課題になってくると思いますので、それを解消するような何か制度的なものがないかということを考えております。

【竹花委員】 わかりました。まだ検討を始めたばかりでしょうから、私は、良い提案をすれば応えてくれる方々が必ずいると思いますけれども、それをどう調整するのかということは非常に難しい問題で、うまくやらないと一向に進まないということになると思います。キャリア教育がなかなか広がらないのは、そういう理由でもあります。今、私はキャリア教育を自分のNPO法人でやっていますけれども、子供たちの理科教育に対する関心は決して低くはないと思います。例えば、ある企業に海水から真水を作るという授業を小学生にしてもらっていますけれども、子供たちは、若干の実験器具もありますし、非常に集中して聞いていますし、先生も一緒に集中して聞いているように思います。3Dに関わる授業についても同様です。どうして3Dが立体の映像に見えるのかというのは、理科の課題として幅広い課題でもあるのですけれども、受け入れる子供たちのニーズももちろんあるでしょうし、教えたいと思っている方が結構おられると思うのです。

それは、実はお辞めになった方々ばかりではなかろうと思うのです。でも、もし可

能であれば、お辞めになった方々で、教育問題について多少経験のある人を非常勤の講師なり、そういう形で雇っていくというのも一つあるような気がします。今、一部のスポーツの経験者、プロフェッショナルを経験された方々の中に、学校にうまく外部講師か何かの形で取り入れようという動きがあると聞いていますが、そうしたものと同じようなものがあってもいいように思いますので、指導部だけではなくて、教育庁全般でそういう問題について、どうやって外部の人たちの協力を得るかといういろいろなシステムを考える中で、御検討いただければ良いのではないかと思います。

個々に不安があるという小学校の先生方が多いように思います。中学校の教員でもそうだと聞いています。一度お話を申し上げたことがありますけれども、例えば電気の課題について、今まで小学校では教えていなかった先生は、初めて電気の問題について子供たちに教えます。しかし、電気の話も、今ずいぶん新しくなっていますので、そういう問題について教えたいという業界団体もあります。前にも披露しましたが、そういう方たちから先生が教えてもらおうというものもあるでしょうし、いろいろな取組があろうかと思いますので、幅広く企業を含めた部外の方たちの協力が得られるように検討していただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】 私も今の御意見の趣旨に大賛成で、これは大学の場合ですが、企業で定年近い方に大学へ来ていただくケースがあります。ほとんどが教授との個人的な結び付きが縁ということなのですが、なかなかうまくいかないです。企業から来た方はプライドがあるということもあって、しばしば“ではの神”と言われます。自分がいた企業ではこうだったということを度々言われるので、“ではの神”と言うのです。そういうことで経団連の方と私ほか二、三人で大学へ移るための準備ができるようなシステムを作ろうと考えました。つまり、大学でやりたいという方と、大学の方でこういう人が欲しいという希望をマッチングさせて、大学の独特のカルチャーに慣れていただくために、研修を行おうという案を作ったのですが、どこも食いついていただけませんでした。

ですから、恐らく今、指導部長がおっしゃった件についても全く同じで、マッチングの問題であって、個人でやっていたのでは絶対駄目です。ですから、そういう実験技術、あるいは塩水の淡水化のようなことの専門家が学校で何かやりたいというよう

なことがあったら、そういう方の意向を酌んで、研修期間のようなものに入ってもらって、そういうことに非常にニーズが高い学校にも来てもらってよく話し合いをして、それで授業に結び付けるということをすれば、うまくマッチングが取れていくのではないかと思うので、まず器づくりを考えなければいけないのではないかと私は思っています。東京都は非常に大きな組織ですから、もし可能性があれば考えていただければと思います。これは私個人の意見ですけれども、よろしくお願ひします。

ほかに、御質問、御意見はございませんか。算数・数学についてもよろしくお願ひします。

それでは、本件については、報告として承りました。

(4) 自尊感情や自己肯定感に関する研究について

【委員長】 報告事項(4) 自尊感情や自己肯定感に関する研究の成果について、説明を指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 自尊感情や自己肯定感に関する研究については、「教育ビジョン(第2次)」の中に位置付けられて、研修センターで平成20年度から本年度までの5年間、慶應義塾大学と協力をしながら研究を進めてきました。主な研究の経過については、左側の中央にあるとおりです。本日は、その中で主だった内容についての紹介をします。

自尊感情については、世界の中でもそれぞれ研究されている方々が個々に定義をされているということがあり、なかなか統一したものはありませんでした。そこで、東京都における自尊感情の定義を丁寧に研究しました。すなわち、「自分のできないことなど全ての要素を包括した意味での『自分』を他者との関わり合いを通して、かけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ち」、これを東京都における自尊感情の定義としました。別の言い方をしますと、自分さえ良ければそれで良いということではなく、人との関係を通して、自分をかけがえのない存在、価値ある存在と捉える、こういう気持ちであると捉えたわけです。

また、自分自身がどう思っているかということ、 「自分は価値ある存在と思いま

すか。」というような単純な聞き方ではなくて、幾つかの質問の中から、子供たちの自尊心というものを把握できないかということで、自己評価シートというものを開発しました。これは、自己評価・自己受容という観点、関係の中での自己、自己主張・自己決定という三つの観点について、全部で22の質問項目から自己評価をするようにしたものです。自己評価シートの図にありますように、三角形のレーダーチャートのようなもので、それぞれの子供たちがどういうところに多くの価値を自分自身で認めているかということが見られるように開発したもので、東京都では、Aという自己評価・自己受容の部分が低い子供が大変多いです。次に多いのがBの関係の中での自己というものを重視している子供が多いというのが東京都の子供たちの特徴ということがわかりました。

このA、B、C、三つの観点について、年齢とともにどのように変化しているかということを表したものが右側の折れ線グラフです。薄い赤色がBの関係の中での自己についての価値を重視するということ、もう一つ、Cの自己主張・自己決定についてはそれほど大きく変化しないのですが、特に顕著なのは、自己評価・自己受容というところが、小学校6年生を過ぎるとガクンと下がります。ここが東京都の子供たちの特徴になっていると考えられます。ちょうど思春期の始まる頃、子供たちが自分自身をしっかりと見詰める時期になります。自分というものを割り切ることができなくて、人のことを気にする余り、自分に対して落ち込んでしまうというような部分がこの辺から東京の子供たちの特徴として見られるのではないかと考えています。

これは、ほかの言い方をしますと、成長する中で、いろいろな経験を通して自分のことを客観的に見られるようになります。自分と向き合える、このような経験を積んでいくと、今落ち込んでいる、A自己評価・自己受容についても徐々に回復してくるというようなデータも、協力していただいている大学の研究の中から見えています。

また、個人の評価だけでなく、周りから見てどうなのかということも知りたいということで、自己評価が難しい幼児なども含めて、他者評価シートというものを4年目に開発しました。これも、自己評価とは違った観点で24項目の質問の中から行うものです。自己評価と他者評価の内容については、別紙1に具体的なものがあります。それぞれ22項目、24項目あり、このような形で行いました。自己評価、他者評価など

を通して、子供たちの自尊感情を高めることについての研究を、都内の七つの学校で進めてきました。

これについて、別紙2を御覧ください。他者評価が左側にある千代田区立九段幼稚園と都立墨東特別支援学校で実施していただいた結果です。これは他者評価なので、それが上がった、下がったということではなくて、他者評価で一番成果が上がったのは、幼稚園の教諭と保護者の間で、子供を見る目、観点などの違いから、それぞれどういうところが良さと見ているか、これをお互いに教員と保護者が意見交換する中で、子供を見る目がお互いに変わってきたというところがあります。それで、お互いの良さを知り合うことによって子供を褒める行動が増えたというところがあります。

また、特別支援学校については、複数の教員で対応しているので、複数の教員が、自分たちが担当している場面から子供たちの良さについて情報交換をすることによって、子供たちを多面的に見ることができるようになったという成果が上がっています。

また、右側にある小学校・中学校・高等学校については、多くのゲストティーチャーから褒められる、認められるなどの取組も行いました。また、全教員が子供たちの自尊感情を高めるということに重点を置いた授業や言葉掛けを行いました。それから、授業の中でも意見を引き出すような発問を重視したとか、目黒区立五本木小学校と同じですが、都立第三商業高等学校では、地域の方に来ていただいて、「がんばっているね」、「ありがとう」というような声掛けをたくさんしていただきました。こういったことによって、子供たちの自尊感情はわずかずつですが上がってきたというような報告がされています。

また1枚目に戻ってください。この研究の中では、諸外国と比べてどうかということで、日本・中国・韓国について、大学に来ている研究生の方の協力を得ながら行いました。中国は北京市の学校、韓国はソウル市の学校ですが、全く同じような調査ができなかったこと、それから、データについても広い範囲で取れなかった等、かなり制限のあったデータですが、この資料では、中国と日本の例で、自己評価から自己主張・自己決定について、日本と中国を比べた場合、中国の方がみな高くなっているというのがありました。ただ、学校享受感、要するに学校へ行くことが好きかということに関して言いますと、逆転しているというところもありました。韓国との比

較で申し上げますと、韓国は、中国との比較のように明らかな違いが特に出ているわけでもなくて、日本と韓国の中ではそれほど大きな差はなかったという結果が出ています。

また、これらの研究については、毎年発表するとともに、平成23年度、24年度について、指導資料という形で全教員に配って、自尊感情についての重要さを周知してまいりました。それが直接の原因かどうかは分かりませんが、全国学習状況調査の中で、自分には良いところがあるということに対して肯定的な回答をした子供たちの数が19年度から徐々に増えています。もともと全国平均よりもスタートが低かった19年度に比べると、平成24年度については、小学校・中学校ともに全国平均を超えたという結果が出ています。これも、我々が行っている研究の成果の一つの表れではないかと考えられると思っています。

今後は、これからも褒められる、認められる、感謝されるということが、研究協力校・推進校において効果があったということがありますので、こういった自尊感情についての研究を今後、都内全域の学校に広めていきたいと考えています。

また、本年度については、最後に添付しましたが、3月9日に研究成果等を発表しますフォーラムを研修センターで開催する予定です。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどの件と合わせて、御意見、御質問がございましたらお願いします。

1 ページの一番下の、5年間の成果は明らかに上がっていますね。小学校は上がるだろうと思っていたのですが、中学校が上がっているというのは非常に興味があるデータですね。

【竹花委員】 調査の結果で、実施している研究推進校の成果という3ページに書いてあること、これはそのとおりだろうと思います。合唱コンクールのことも書いてありますけれども、本当に合唱コンクールは誰か一人欠いても良い合唱はできないわけで、合唱コンクールというのはそれぞれ自分の存在価値を認める大きな取組だろうと思います。5年間の成果としても、着実に伸びてきているというのは、なお良い方向であろうと思います。翻って、こういう取組を進めれば、今、私たちが考えている

子供たちの自尊感情についての、自分が駄目だと思う子供たちがかなりいるとか、そうしたことについて抜本的な改善につながるかという、それは違うというふうに私は考えています。

忘れもしませんが、ある都立高校、これは偏差値が中より少し下の普通高校を訪ねた時、生徒会を構成している生徒会長以下の5人の男の子、女の子もいましたけれども、彼らの発言に私は本当に驚かされました。勉強が同じぐらいの子供たちが周りにいて、ようやく自分は少し解放された感じがあって、生徒会もしっかりやっていますと、そういう言い方をしていました。私から見ると、自信なさげな生徒会の役員たちは非常に印象的で、勉強ができなかったぐらいでそんなふうに思うことないじゃないかと、私はそう思い、本当に中学校の教育が、学校教育だけでなく、子供たちを育てている私たちの営みというものが子供たちをこんなに苦しめているのかということに私は唖然とした思いを忘れないでいるのです。

そういうものが小学校・中学校の自尊心のなさを反映しているだろうと思うのです。それは、アメリカや中国との比較という問題もありますが、それよりも以前に我々が考えなければいけないことだと思います。もちろん、アメリカと中国の比較というのは、青少年研究所で10年に一度ぐらい調査を何回か実施していますが、圧倒的にアメリカ、中国の子供たちに比べて、日本の子供たちは自尊心が低いです。それは今回の調査でも中国との比較で出ています。韓国とはさほど大きな開きがないというのも、その調査と同様の傾向です。そういう状況を改善することについては、もちろん授業の中での取組、学校の個々の先生たちの努力ももちろんありますけれども、それだけではやはり解決しないのではないかと思います。これは社会全体の問題でもあるし、教育の学校における評価の問題もあるでしょうし、様々なことがあるだろうと思うのです。

この5年間の研究はこういう形でよろしいと思いますが、私が知りたいのは、本当にアメリカの子供たちの自尊心、あるいは中国の子供たちの自尊心はこれだけ高く、日本が低いのはどうしてなのか。日本の小学生や中学生はなぜ自尊心が低いのか。勉強ができないからか、スポーツができないからか、勉強ができなくても良いところがあるとなぜ思えないのか。そういう点をもう少し突き詰めて知っていくことが大事だ

ということと合わせて、学校現場における地道な取組をもちろん進めていただくことを東京都教育委員会としては皆さんにお願いをしたいと思いますが、東京都教育委員会としてこういう問題に何か切り込むところがないのかどうか。教育のシステムとか、評価の在り方とか、そうした点について少し切り込んでいかないと、今の状況は変わらないのではないかと感じるわけです。グローバル競争が進む中で、この問題にもう少し照準を当てて考えていくことが大事ではないかと、この研究結果を見てそういう感想を持ちますので、是非とも引き続き自己肯定感の問題について関心を持つとともに、東京都教育委員会として、これはもちろん学校教育の問題ばかりではありませんが、我々としてできることがないのかどうか、もう少し抜本的に変えていく道はないのかどうか、少し継続して考えてほしいということを強く要請したいと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】 私も専門家ではないのでそれほど詳しいことは言えませんが、私は中国の留学生とたくさん関わりましたので、日本との差はそうだろうなあというのはわかります。中国人は非常に自己主張が強いです。それから、何とか目立とうとします。あれだけ人口が多いと、その中で頭角を表すためには、そういう一つの手段を持たざるを得ないのではないのでしょうか。日本はおっとりした国ですから、余り自己宣伝しなくても何とかなるということが一つあるのではないかと思います。その割に、これは中国の留学生総体について言っているわけではないですけども、私が関わった学生については、自己主張が強く、非常に日本人と違うけれども、では、勉強ができるのか、きちんとしたことをやるのかというと、これはまた別の話ですね。ですから、その辺が非常に難しいところです。

それからもう一つ、日本の子供たちが特殊な状況に置かれているのが、資料の3ページ目の千代田区立九段幼稚園のところ、教員と保護者で評価したダイアグラムがありますね。これを見ると、大体似たようなものですが、意欲と友達との関係は、先生方は結構高いですね。ところが、親が付けると低くなっています。私の多少の経験からしますと、決定的に違うのは、ヨーロッパ、アメリカもそうですが、親は何か子供たちの良いところを見つけようとしています。日本の場合にはそれが余りありません。何度も申し上げましたけれども、親の子供に対する愛情度を調査した結果によ

ると、日本は圧倒的に低位にあります。欧米のスウェーデンとアメリカとイギリスについてしか調査していませんが、この3国は非常に高いです。12歳になっても依然として90パーセントぐらいになっています。ところが、日本は、愛情を示している親の割合が12歳になると40パーセントちょっとになってしまいます。生まれた時から違うのですが、その辺の社会環境も一つあるのかなと思います。

それから、先ほど竹花委員が言われたことですがけれども、1ページへ戻って「5年間の成果」のところ、「自分には良いところがある」は、小学校も中学校も上がっています。小学校は上がっているだろうと予測していましたが、中学校も上がっていますね。それで、全国の学力、学習調査の結果、ランキングを見ると、19年、20年、21年、22年、24年と東京都はずっと上がってきています。ことに、例えば19年と比べると、中学校だけでいうと、国語Aが32位だったのが24年は13位です。それから、19年度は国語Bが25位だったのが19位、これは大して上がっていません。数学Aは、33位だったのが11位になっています。それから、数学Bはなかなか難しいのですが、25位だったのが、9位になっています。ですから、勉強もできるようにはなっているのです。そういうことで言うと、やはり自尊心というのはいくつかのものと比例して上がっていくのではないかという気がします。ですから、どちらが先か、つまり勉強ができるようになるのが先なのか、それとも、ほかの手段で自尊心・自己肯定感を高めるのが先なのか、それはわかりませんが、少なくとも東京都に関しては、全体として良い方向には向かいつつあるということは言えるのではないのでしょうか。この努力を更に続けていくということが大事ではないかと最近痛感しています。

それから、興味深いのは、報告資料(4)の1ページの学校の享受感が日本と中国とで逆転しています。やはり中国は、できる子を偏重しているのです。偏重という言葉は良くないかもしれませんが、大半の子供は非常に苦しい。これは現実に私の中国の友達、子供をもっている親御さんから聞いていますけれども、その辺がかなり出ているのではないかという気がします。シンガポールは、なるべくこういう子供を作らないということで、前にも申し上げましたけれども、教育システムを複線化して、一遍スクリーニングで落とされても、また復活できるようにしましたので、社会全体としてダイナミズムが非常に増えているようです。私は以前から複線化すべきだという

ことを申し上げているのですけれども、そういう方向へ向けて東京都も努力していく必要があるのではないかと思います。

ほかにございますか。どうぞ。

【竹花委員】 大事な問題ですので、私の感想も申し上げておきたいと思います。指導部長の見解と少し異なりますが、1 ページ目にある自尊感情測定尺度です。これを見ていただきますと、中1になると大きく下がって、このことについて指導部長は、中学生になると自分自身をしっかり見詰める気持ちが生じてくることによるものだというお話がありましたけれども、それは少し違うのではないのでしょうか。東京都の場合は、小学生から中学生に入る時に、私立に行くかどうか一つの大きな選択をするわけですね。そして、必ずしも私立に行く子供たちが勉強ができて、公立に来ているのは残っている勉強のできない子供たちばかりだとは言いませんけれども、しかし、その傾向があり、子供たちの中には、私立に行くために塾に行き、そこで成績でランク付けをされて良い私学に行く、そういう流れがかなりの勢いであるわけです。これは中1における自己評価の急落ぶりというのは、そういう影響をかなり強く受けているというふうに見るべきだろうと思います。

何よりも、このラインで私が残念に思うのは、小6から高3に至るまで、若干の波はあるけれども、学校教育を公的な支出でこれだけ受けて、自尊心は下がったきりで社会に出て行くというのはいかかなものかという感想を私はもちます。こんなことでいいのか、世の中はもっと厳しいと、こんな自分に自信をもてない子供たちのまま社会に出て行って、役に立たないぞと私は感じます。

それからもう一つ、今、委員長が非常に重要なことをおっしゃって、これは指導部長も指摘があったのですけれども、学力調査の結果が多少伸びてきていますが、一方で、私が要請をして分布図を描いていただきましたけれども、その学年で本来あるべき学力に届かない子供たちの比率は非常に高いものがあります。そういう子供たちがたぶん自尊心をもてないでいるということはあるだろうと思うのです。そういう子供たちにどうやっていくのかということで、この報告の中にも出てきていますが、やはり子供の学習能力に応じた授業をしていかないことには伸びていかないわけで、ここら辺の問題をどう取り組むのかというのが、自尊心を高めていく平均値として挙げて

いく上で非常に大きなことだと思えるのです。そういう意味で、習熟度別授業という言葉がいいのかどうか分かりませんが、子供たちの能力に応じた、それは全体的な学習ですから全部が全部そういきませんが、どれだけ進められるかということが大きな課題だと思います。そういう視点に立って少し考えてほしいと思います。

もう一つ、これは私も余り勉強していないのでちょっとした思い付きですが、自尊心をここまでもてないようにしている仕組みが我々の学校教育の中にあるかどうかということについても考えてほしいと思います。いつか申し上げたことがあると思いますが、通信簿を毎学期出しますが、本当に通信簿を出す必要があるのかどうか、本当に通信簿としての役割、機能を果たしているのか、そこも考えてほしいと思います。勉強ができない子は1とか2と評価されて、できないと思っている上に、更に追い討ちをかけられるわけですね。そういう通信簿を見せられた子供たちの気持ちをもう一度考えてやらないと、親の気持ちも考えてやらないと、これは数字で表されます。そこまで必要ですか。試験をやっているならば、自分がどれぐらいのランクにいるかは成績を見ればわかりますよね。親もそうでしょう。そういうものが毎学期出てくるところが、どうしても勉強以外に良いところがあるといろいろ言われてみても、子供たちが納得できない一つの理由になっているのではないのでしょうか。少なくとも、そう思おうとしても思えないようにしているというのも一つあるのではないのでしょうか。そういう通信簿の機能というものについても少し考え直してみたらどうだろうと私は思うのですけれども、少数意見でしょうか。私は大体良い成績をもらっていましたから、そういう意味では当たり前だと思うから通信簿なんか見なかったです。でも、そうでない子供たちも結構いるはずですよ。それはつらいのではないかと思います。

【瀬古委員】 全部悪い子はつらいですね。体育だけ5ならいいですけども、全部1だったらつらいですね。

【竹花委員】 体育だけでも5だったらね。

【瀬古委員】 自慢できますからね。

【竹花委員】 あるいは全部3以下というのもつらいと思うのです。3は平均でしょう。平均以下だと思わされるというのはつらいと思うのです。私は自分ではそんな

ことになったことがないからわからないけれども、たぶんそうだと思います。そういうところも少し考えて、今までこれが当たり前だと思っていた教育の仕組みの中で、自尊心という問題は結構複雑で難しい問題だと思うので、あながち私の言っていることが全部正しいとは思わないけれども、やはり自信をもてなければ伸びないですよ。何かいいところがないとね。

【委員長】 確かにそうですね。

【竹花委員】 それをもっと評価してやる仕組みが、今この中に出てきましたが、やはり褒められることがすごく自信になるのではないのでしょうか。そういうことがうまく評価の中に表されるような、そういう仕掛けもあってもいいのではないかと思うのです。そうしないと、保護者たちの意識が変わらないです。5、4、3、2、1をずっと見せられて、数字だから、あと言葉で先生が、こういう良いことがありましたと書かれても、かき消されますよ。

【委員長】 東京都にはチャレンジスクールという非常に良い例があって、あそこの生徒たちは自尊感情がずいぶん高まったと思うのです。ですから、私はこういうことに対する答えも国民性もあると思っているのですが、現実、竹花委員が御指摘になったようなこともありますので、これはこれとして報告書でいただいたということで、今後どうするか考えていきましょう。

【指導部長】 昨年の夏、研修センターの方で海外から日本で学んでいる方々を集めてシンポジウムを実施したことがあります。その中で、例えばアメリカと日本と中国などの比較を上手に話してくれた方がいて、アメリカ社会ではユニークであることに価値があり、ナンバーワンになることが強調される社会です。中国の学校教育は、目指すべき良い点をはっきりと表明し、ナンバーワンになることを強調しています。それに比べ日本の場合は、みんな仲良くという集団意識が強く、個人の能力より友達との協調性を重視しているというふうに分析されていました。

【竹花委員】 それは見せてください。何という方ですか。

【指導部長】 今度、資料として報告書にまとめるところです。

あと、しつけについては、日本の子供はふだん親や先生に余り褒められたり、認められたりしていないのではないのでしょうか。アメリカの先生は、親や子供を叱るより、

何かできると褒めることを強調します。中国の場合は、やればできるという信念を強くもって子供を育てているというようなところで、やはり保護者、学校、それぞれ子供への接し方について大きな違いが見られます。この辺のところの意識改革をする必要があるということを、こういう中からも考えられると思います。

通知表の話がありましたけれども、問題は通知表を出すことではなくて、ある数字そのものが全てのように思ってしまうことが一番良くないのであって、これはただの教科の状況であって、それ以外に自分の良いものを、もっと子供自身に理解させ、自信をもたせるような指導を進めないといけないと思います。やはり勉強ができないということがかなり自信喪失につながるのはよくわかりますので、学力向上、特に学習に遅れがちな子供に対するケア、これを来年度の中では指導部事業として強く出しています。自尊感情の定義にもあるように、できることできないこと全ての要素を包含した意味での自分の存在というものを意識するという意味、これを徹底することによって、もう少し自分に自信をもてる子供が増えてくれると信じていますので、この研究の成果をもっと広められればと思っています。

【竹花委員】 もちろん、この研究の成果が目指しているものを明らかにしたものを学校現場で広げていくのは大事ですが、それは、基本的に学校現場にやっていただくことですから、ほかにもやれることがないかどうか少し考えてみたらどうですか。そこを否定されるとこの話は引き継がれませんから、永遠に東京都教育委員会でやりましようと思うのです。これは大事な問題だと思うのです。今のアメリカや中国の子供たちに対する評価の仕方というのもあるので、例えば通信簿のようなものはアメリカや中国ではどうなっているのか知りたいですね。オンリーワンというのはどういう評価をしているのか、そんなことも含めて幅広く考えてみたらどうでしょうか。

【委員長】 そうですね。是非お願いします。

それからもう一つ、さっき中国のときに申し上げようと思っていたのは、中国は一人っ子政策ですから、その辺のことも考えなければいけません。親の子供に対する期待はものすごく高いです。したがって、自尊感情もそれに伴って上がるということはありませんね。

それから、通信簿を一遍もらってしまったら、これが絶対のものだと思うというこ

とも日本の独特の考え方のカルチャーで、大学評価をすると、英国では大学評価のあるシステムがあるのですが、それで悪い点をもらっても、これはこのシステムではこのなので、ほかのシステムでやればうちの大学はいいんだとみんな平気で言うのです。ところが、日本の場合には、一度決まったシステムでやって、悪い点をもらうとがっかりきてしまいます。やはり国民性がずいぶん違いますね。

それでは、いろいろ御意見が出ましたので、今後、従来の考えにとらわれず、いろいろな施策を講じていく努力をしたいと思います。

本件については、報告として承りました。

(5) 学校危機管理マニュアルの改訂について

【委員長】 報告事項(5) 学校危機管理マニュアルの改訂について、説明を総務部長、よろしくをお願いします。

【総務部長】 危機管理マニュアルの目的ですが、災害などが発生した場合を想定しまして、幼児・児童・生徒の生命、身体の被害の防止・軽減を図るための具体的な取組に関する方針を示すものです。

策定の経緯ですが、阪神淡路大震災を教訓として平成8年に策定しまして、以降、都度改訂をしてきたものです。今回、平成24年11月に「東京都地域防災計画」が修正されました。それから、平成25年4月に「東京都帰宅困難者対策条例」が施行されます。また、東日本大震災を踏まえて、様々な経験があります。これらに対策を講じることなどを方針として改訂を行いたいと考えています。

先に今後の予定ですが、危機管理マニュアルはかなり分厚いもので、こちらの冊子については、本日いただいた御意見なども踏まえて、最終的に校訂作業を行いまして、今年度の3月末に全ての都立学校・事業所等に印刷・配布をしまいたします。また、区市町村に対しても、参考にしていただきたいという趣旨で配布をしまいたします。なお、この検討に当たりましては、外部の有識者や学校長などから成る検討委員会を立ち上げて、様々な御意見を取り入れてきているところです。

それでは、別紙のA3版によって、主な改訂項目を御説明します。主な改訂項目と

して四つ大きく整理していますけれども、その順番に説明します。

まず、児童・生徒の保護ですが、「東京都帰宅困難者対策条例」が平成25年4月から施行されますと、企業の従業員の一斉帰宅の抑制ということで、原則3日間留め置いてくださいということ東京都からお願いしているところです。その関係で、3日間、児童・生徒の保護者が家に帰れないということも起きますので、児童・生徒の安全確保に努める必要があります。また、東日本大震災を踏まえて、従来は学校にいる場合と家にいる場合と、大きく二つの場合を想定した対策だったのですが、実際にはいろいろな場面があり、登下校中であつたり、校外学習に行っている時だったり、そういうこともあるということで、様々な場면을想定してきめ細かく対策を講じる必要がある、そういう視点です。

右側の方に移りますが、企業の一斉帰宅抑制に伴いまして、保護者が会社等に留まることとなった場合、原則、児童・生徒は学校で保護します。それから、登下校中に発災した場合、どのように行動するかというのを、あらかじめルールを決めておき、円滑に対応できるようにするというのを今回入れました。それから、校外学習とか宿泊行事の出先で被災したというような場合もございますので、事前に現地にあります避難所などの確認を行うとともに、安全確保対策をしっかり計画して、備えておくということも今回入れ込みました。また、地域の特性等ということですが、もともと本危機管理マニュアルは阪神淡路大震災を契機として策定したため、どちらかという地震に重点があるようなマニュアルでしたけれども、津波とか、崖崩れ、様々なことが想定されますので、地域の特性に応じて考えていくということ盛り込んだところです。

それから、二つ目の大きな改訂項目ですが、防災教育・訓練の充実、共助の推進ということで、今回の東日本大震災を受けて、改めて自助・共助、ボランティアとの連携などが重要だということがわかったわけです。そうした視点を盛り込むために、防災教育の充実、あるいは教材を活用した防災教育とか、宿泊防災訓練、これは様々な場面で説明してきたと思いますが、防災の担当部署や消防署、自治会などの地域の方々と連携をして、宿泊防災訓練を実施していくというようなことを入れ込んだところです。

それから、三つ目の大きな項目ですが、今回の地域防災計画の修正に伴いまして、都立高校の一時滞在施設という位置付けに、概ね8割程度の都立高校が指定されることとなります。こちらにおいては、帰れなくなった方々を3日間保護するというところで、都立高校の方に備蓄などを整えて、そちらで保護していくというコンセプトですが、それに備えるための規定を整備したところです。

また、学校経営支援センターというものがありますが、最初に本マニュアルを作成した時はこのセンターはありませんでした。その後、今回の東日本大震災の際にも、本庁と学校の真ん中にある組織ということで位置付けが難しいということもありましたので、その辺りも協議をしまして、基本的に応援要員の調整を行うという役割を整理したところです。また、帰宅困難者の受け入れに際しまして、従来から高齢者や障害者等、災害時の要援護者という方に対して配慮する規定はあったのですが、今般、女性や外国人にも配慮するような考え方を盛り込もうということでした。具体的には、別のスペースを割り当てるとか、外国語が堪能な教員を配置する、そのようなことを入れ込んだところです。

最後に、指示系統の明確化ということですが、各学校には複数の通信手段を確保するようにしておりますが、災害時には一時的に通信が不通となる場合も当然想定されます。そのような場合に、あらかじめ誰がどこまで判断をするのかということを整理したものです。

以上、大きな改訂項目について説明しましたが、3月末にこちらを整理しまして、災害対策に万全を期してまいりたいと考えています。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。

3月末に冊子を完成させるということですね。

【総務部長】 はい。

【委員長】 わかりました。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月21日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてよろしく申し上げます。

【教育政策課長】 次回定例会は、3月21日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前12時10分)